

## 大島町商工会及び八丈町商工会

### 第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、補助金の算定は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

### 第2 監査の対象

#### 1 監査対象団体及び局

- (1) 監査対象団体 大島町商工会及び八丈町商工会
- (2) 監査対象局 生活文化局及び産業労働局

#### 2 団体の概要

##### (1) 団体の概要

大島町商工会（設立：昭和36年12月）及び八丈町商工会（設立：昭和45年2月）（以下「商工会」という。）は、商工会法（昭和35年法律第89号）に基づき、地区内における商工業の総合的な改善、発達を図ることなどを目的に、主として次の事業を行っている。

- ア 商工業に関する相談・指導及び情報・資料の収集提供
- イ 商工業に関する講習会・展示会等の開催
- ウ 商工業に関する調査研究

##### (2) 組織

- ア 大島町商工会は、事務所を大島町元町1丁目1番14号に置き、会員439名で組織され、役員27名（会長1名、副会長2名、理事22名、監事2名）（全員非常勤）及び職員5名で構成されている。
- イ 八丈町商工会は、事務所を八丈町大賀郷2551番地2に置き、会員417名で組織され、役員30名（会長1名、副会長2名、理事25名、監事2名）（全員非常勤）及び職員5名で構成されている。

#### 3 都との関係

都は、商工会が行う事業に対して、表1のとおり、補助金を交付しており、団体別の補助金交付額については、表2及び表3のとおりである。

(表1) 補助事業の概要

補助事業名 (補助要綱名)	補助対象事業等	補助率等
小規模事業経営支援事業 (東京都小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱)	・経営指導員による経営、金融、税務 会計全般に対する相談・指導等	(内容) 人件費 (算定) 単価(要綱で設定) × 職員設置数(地域内の小規模事業者 数に応じ要綱で設定)
	・経営等に関する講習会の開催 ・地域社会の活力増進事業	(内容) 事業費 (算定) 補助対象経費の10/10以内
地区花火大会事業 (地区花火大会事業補助金 交付要綱)	・花火購入費、花火打上費	打上花火の規模に応じ要綱で設定

(表2) 団体別補助金交付実績(産業労働局)

(単位: 千円)

商工会名	補助事業名	平成22年度	平成23年度
大島町商工会	東京都小規模事業経営支援事業	31,066	25,221
八丈町商工会		26,036	26,236

(表3) 団体別補助金交付実績(生活文化局)

(単位: 千円)

商工会名	補助事業名	平成22年度	平成23年度
大島町商工会	地区花火大会事業	300	300

### 第3 監査の範囲及び実地監査期間

#### 1 監査の範囲

平成22年度及び平成23年度の補助事業について実施した。

#### 2 実地監査場所及び期間

(1) 生活文化局及び産業労働局 平成24年5月15日

(2) 大島町商工会 平成24年6月7日

(3) 八丈町商工会 平成24年5月24日

### 第4 監査の結果

#### 1 補助金等交付対象事業の執行について

商工会が行っている補助金等交付対象事業について、伝票及び証ひょう等により、補助金等の算定は適正に行われているか、事業は適切に執行されているかについて検証した。

その結果、補助金等の算定は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って適切に執行されていると認められる。

なお、平成22年度及び平成23年度における補助事業の実績は、表4、表5及び表6のとおりである。

(表4) 小規模事業経営支援事業補助実績 (大島町商工会)

(単位:人、件、千円)

年 度	補助対象職員設置数			人 件 費 補 助 金	指 導 実 績 等				事 業 費 補 助 金
	経営指 導員等	補助員	記帳専 任職員		巡回・窓口 指 導 等	講習会 等開催	金 融 幹 旋	記帳指導	
平成22年度	2	1	1	18,543	1,017	25	23	303	12,523
平成23年度	2	1	1	17,351	862	28	12	348	7,870

(表5) 小規模事業経営支援事業補助実績 (八丈町商工会)

(単位:人、件、千円)

年 度	補助対象職員設置数			人 件 費 補 助 金	指 導 実 績 等				事 業 費 補 助 金
	経営指 導員等	補助員	記帳専 任職員		巡回・窓口 指 導 等	講習会 等開催	金 融 幹 旋	記帳指導	
平成22年度	2	1	1	17,180	1,043	15	30	641	8,856
平成23年度	2	1	1	17,285	1,028	15	33	686	8,951

(注) 1 小規模事業者とは、常時使用する従業員の数が20人(商業・サービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の商工業者をいう。

2 補助率は、補助対象経費と補助基準額とを比較して少ない方の額を補助額とする。

(表6) 地区花火大会事業補助実績 (大島町商工会)

(単位:円)

年 度	実 施 年 月 日	花火大会総経費	補助対象事業費	補 助 金	花 火 数
平成22年度	平成22. 8. 7	3,652,917	3,251,587	300,000	880発
平成23年度	平成23. 8. 13	3,611,124	3,237,499	300,000	1,000発

(注) 補助対象額: 打上花火スターマイン200発以上1,500発未満は30万円以下